

## 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）に関する資料

改正後	改正前
<p><u>（選任の届出）</u></p> <p>第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式の2）2通に、次の各号に掲げる書面を添えて公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>（1）安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書（別記第5号様式の2の2）、<u>第9条の5第2項に規定する教習修了証明書又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面</u>、副安全運転管理者にあつては<u>運転管理経歴証明書</u>、副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書（別記第5号様式の3）<u>又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面</u></p> <p>（2）住民票の写し又は法第92条第1項に規定する運転免許証の写し（削る。）</p> <p><u>（記載事項の変更届出）</u></p> <p>第9条の3 <u>前条</u>の規定により安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書を提出した自動車の使用者は、<u>同条</u>の届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更を生じた日から15日以内に安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書各2通を、変更したことを証明する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）自動車の使用の本拠の事業所名及び所在地 （2）安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位 （3）使用の本拠における自動車の台数</p> <p><u>（安全運転管理者等の解任命令）</u></p> <p>第9条の4 法第74条の3第6項の規定による解任の命令は、安全運転管理者等解任命令書（別記第5号様式の5）を使用者に交付して行うものとする</p>	<p><u>（選任の届出等）</u></p> <p>第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式の2）2通に、次の各号に掲げる書面を添えて公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>（1）安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書（別記第5号様式の2の2）<u>又は第9条の5第2項に規定する教習修了証明書若しくは安全運転管理者等資格認定書を</u>、副安全運転管理者にあつては<u>運転管理経歴証明書又は副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書（別記第5号様式の3）若しくは第9条の5第2項に規定する安全運転管理者等資格認定書</u></p> <p>（2）住民票の写し又は法第92条第1項に規定する運転免許証の写し <u>2. 公安委員会は、前項に規定する届出を受理したときは、安全運転管理者証（別記第5号様式の4）又は副安全運転管理者証（別記第5号様式の4の2）を交付するものとする。</u></p> <p><u>（記載事項の変更届出）</u></p> <p>第9条の3 <u>前条第1項</u>の規定により安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書を提出した自動車の使用者は、<u>同条第1項</u>の届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更を生じた日から15日以内に安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書各2通を、変更したことを証明する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）自動車の使用の本拠の事業所名及び所在地 （2）安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位 （3）使用の本拠における自動車の台数</p> <p><u>（安全運転管理者等の解任命令）</u></p> <p>第9条の4 法第74条の3第6項の規定による解任の命令は、安全運転管理者等解任命令書（別記第5号様式の5）を使用者に交付して行うものとする</p>

る。

( 運転の管理に関する教習等 )

第9条の5 施行規則第9条の9に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習又は資格認定を受けようとする者は、教習申請書(別記第5号様式の6)又は安全運転管理者等資格認定申請書(別記第5号様式の7)2通を提出し、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する教習を修了した者に対し、教習修了証明書(別記第5号様式の8)を交付するものとする。

( 安全運転管理者等の受講 )

第9条の6 法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知を受けたときは、安全運転管理者等は、安全運転管理者等講習受講書(別記第5号様式の10)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する講習を終了した者に対し、当該講習を終了したことの証明をするものとする。

別記

第5号様式

( 第9条の2 )

第5号様式の2

( 第9条の2 )

第5号様式の2の2

( 第9条の2第1号 )

第5号様式の3

( 第9条の2第1号 )

( 削除 )

( 削る。 )

( 削除 )

る。

( 運転の管理に関する教習等 )

第9条の5 施行規則第9条の9に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習又は資格認定を受けようとする者は、教習申請書(別記第5号様式の6)又は安全運転管理者等資格認定申請書(別記第5号様式の7)2通を提出し、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する教習を修了した者 又は資格認定を受けた者 に対し、教習修了証明書(別記第5号様式の8) 又は安全運転管理者等資格認定書(別記第5号様式の9) を交付するものとする。

( 安全運転管理者等の受講 )

第9条の6 法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知を受けたときは、安全運転管理者等は、安全運転管理者等講習受講書(別記第5号様式の10)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、第1項に規定する講習を終了した者に対し、当該講習を終了したことの証明をするものとする。

別記

第5号様式

( 第9条の2第1項 )

第5号様式の2

( 第9条の2第1項 )

第5号様式の2の2

( 第9条の2第1項第1号 )

第5号様式の3

( 第9条の2第1項第1号 )

第5号様式の4

( 第9条の2第2項 )

第5号様式の4の2

( 第9条の2第2項 )

第5号様式の9

( 第9条の5第2項 )